

はじめに

川崎市子どもの権利委員会は、川崎市子どもの権利に関する条例第38条に基づいて設置された委員会で、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するための検証機関です。そして、この報告書は、第6期の川崎市子どもの権利委員会の活動の報告であり、①今期の委員会の活動を自己評価し、第7期の委員会に引き継ぐための資料とすること、②子どもの権利委員会による検証システムをより有効に機能させるための資料とすること、③行政、市民・NPOが子どもの権利委員会活動への理解を深めるための資料とすることを目的として作られています。

第6期川崎市子どもの権利委員会は、市長から「子どもに対する支援の協同と連携」について諮問を受けました。地域での切れ目のない支援を図る川崎市の「地域包括ケアシステム」構想のもとで、あらためて子どもの権利保障にとって何が必要なのか、多様な世代の子ども自身や保護者、そうした人々を支える地域のニーズをいかに把握するかが私たちに問われたといってもいいかもしれません。委員会は、これまでの委員会の成果を基礎にしつつ、子どもの権利に関する実態・意識調査や行政施策の自己評価、行政や市民・NPOとの意見交換（対話）をふまえて、子どもの実情を委員で共有しつつ、検討を積み重ねるなかでみえてきた課題について提言を行いました。

子どもの権利条約が採択されて30年、日本の批准から25年、そして川崎市の子どもの権利条例制定20周年を前にしています。あらためて子どもの権利が、市民生活や子ども自身に息づいているのか確かめ合う時期かもしれません。

子どもの権利委員会が、子どもの権利条例に基づいて本来の役割を果たすためには、委員会、行政、子どもをはじめとする市民・NPOとのパートナーシップが不可欠です。川崎を子どもの権利が尊重され、「子どもにやさしいまち」にしていくためにも、この報告書が活用され、行政やより多くの市民の中に権利委員会の活動への関心が広がり理解が深まることを願っています。

令和元（2019）年9月

川崎市子どもの権利委員会委員長 佐々木 光明